

平成二十八年東京都議会会議録第九号

2016年6月8日

出席議員 百二十二名

一番	小林 健二君	四十六番	近藤 充君	九十一番	田中たけし君
二番	加藤 雅之君	四十七番	桜井 浩之君	九十二番	鈴木あきまさ君
三番	菅野 弘一君	四十八番	山崎 一輝君	九十三番	山加 朱美君
四番	川松真一郎君	五十番	石川 良一君	九十四番	高橋かずみ君
五番	山内 晃君	五十一番	両角みのる君	九十五番	山田 忠昭君
六番	栗山よしじ君	五十二番	西崎 光子君	九十六番	林田 武君
七番	堀 宏道君	五十三番	あさの克彦君	九十七番	こいそ 明君
八番	大津ひろ子君	五十四番	新井ともはる君	九十八番	田島 和明君
九番	塩村あやか君	五十五番	中村ひろし君	九十九番	古賀 俊昭君
十番	やながせ裕文君	五十六番	徳留 道信君	百番	斉藤あつし君
十一番	おときた駿君	五十七番	河野ゆりえ君	百一番	尾崎 大介君
十二番	小松 久子君	五十八番	小竹ひろ子君	百二番	石毛しげる君
十三番	中山ひろゆき君	五十九番	上野 和彦君	百三番	植木こうじ君
十四番	米倉 春奈君	六十番	野上 純子君	百四番	かち佳代子君
十五番	白石たみお君	六十一番	中山 信行君	百五番	曾根はじめ君
十六番	斉藤やすひろ君	六十二番	谷村 孝彦君	百六番	小磯 善彦君
十七番	藤林のり子君	六十三番	東村 邦浩君	百七番	橋本 正剛君
十八番	遠藤 守君	六十四番	崎山 知尚君	百八番	長橋 桂一君
十九番	伊藤こういち君	六十五番	鈴木 章浩君	百九番	中嶋 義雄君
二十番	松田やすまさ君	六十六番	清水 孝治君	百十番	立石 晴康君
二十一番	河野ゆうき君	六十七番	小松 大祐君	百十一番	神林 茂君
二十二番	ほっち易隆君	六十八番	柴崎 幹男君	百十二番	秋田 一郎君
二十三番	舟坂ちかお君	六十九番	和泉 武彦君	百十三番	宇田川聡史君
二十四番	島崎 義司君	七十番	きたしる勝彦君	百十四番	相川 博君
二十五番	鈴木 錦治君	七十一番	鈴木 隆道君	百十五番	吉原 修君
二十六番	宮瀬 英治君	七十二番	早坂 義弘君	百十六番	野島 善司君
二十七番	田中 朝子君	七十三番	高木 けい君	百十七番	三宅 茂樹君
二十八番	上田 令子君	七十五番	野上ゆきえ君	百十八番	川井しげお君
三十番	山内れい子君	七十六番	島田 幸成君	百十九番	高島なおき君
三十一番	西沢けいた君	七十七番	今村 るか君	百二十一番	吉野 利明君
三十三番	里吉 ゆみ君	七十八番	大西さとる君	百二十二番	内田 茂君
三十四番	和泉なおみ君	七十九番	小山くにひこ君	百二十三番	酒井 大史君
三十五番	尾崎あや子君	八十番	畔上三和子君	百二十四番	山下 太郎君
三十六番	大松あきら君	八十一番	大島よしえ君	百二十五番	清水ひで子君
三十七番	吉倉 正美君	八十二番	松村 友昭君	百二十六番	大山とも子君
三十八番	まっば多美子君	八十三番	藤井 一君	百二十七番	吉田 信夫君
三十九番	高倉 良生君	八十四番	ともとし春久君		
四十番	神野 次郎君	八十五番	鈴木貞太郎君	欠席議員 一名	
四十一番	木村 基成君	八十六番	木内 良明君	百二十番	野村 有信君
四十二番	北久保眞道君	八十七番	高橋 信博君		
四十三番	高橋 健一君	八十八番	中屋 文孝君	欠員	
四十四番	栗山 欽行君	八十九番	三宅 正彦君	二十六番	三十二番 四十九番
四十五番	大場やすのぶ君	九十番	小宮あんり君	七十四番	

出席説明員

	知事 舛添 要一君	建設局長 佐野 克彦君
	副知事 安藤 立美君	港湾局長 武市 敬君
	副知事 秋山 俊行君	会計管理局長 塚本 直之君
	副知事 前田 信弘君	交通局長 山手 斉君
	教育長 中井 敬三君	消防総監 高橋 淳君
	政策企画局長 川澄 俊文君	水道局長 醍醐 勇司君
	総務局長 中西 充君	下水道局長 石原 清次君
	財務局長 長谷川 明君	青少年・治安対策本部長 廣田 耕一君
	主税局長 小林 清君	病院経営本部長 真田 正義君
	生活文化局長 多羅尾光睦君	中央卸売市場長 岸本 良一君
	警視総監 高橋 清孝君	選挙管理委員会事務局長 安藤 弘志君
	オリンピック・パラリンピック準備局長 塩見 清仁君	人事委員会事務局長 藤田 裕司君
	都市整備局長 遠見 隆士君	労働委員会事務局長 櫻井 務君
	環境局長 遠藤 雅彦君	監査事務局長 猪熊 純子君
	福祉保健局長 梶原 洋君	収用委員会事務局長 日黒 克昭君
	産業労働局長 山本 隆君	

六月八日議事日程第三号

第一	第二百二十八号議案	都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例
第二	第二百二十九号議案	東京都人権プラザ条例の一部を改正する条例
第三	第二百三十号議案	東京都都税条例の一部を改正する条例
第四	第二百三十一号議案	都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
第五	第二百三十二号議案	東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例
第六	第二百三十三号議案	東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
第七	第二百三十四号議案	東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
第八	第二百三十五号議案	東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例
第九	第二百三十六号議案	東京都港湾管理条例の一部を改正する条例
第十	第二百三十七号議案	都立臨海地区特別支援学校(仮称)(二十八)新築工事請負契約
第十一	第二百三十八号議案	都立板橋高等学校(二十八)改築工事請負契約
第十二	第二百三十九号議案	警視庁下谷警察署庁舎(二十八)改築工事請負契約
第十三	第二百四十号議案	都営住宅二十八C H一〇一東(葛飾区東新小岩一丁目・建設局施設)工事請負契約
第十四	第二百四十一号議案	都営住宅二十七H一〇三東(荒川区町屋五丁目)工事その二請負契約
第十五	第二百四十二号議案	都営住宅二十七H一〇一東(江東区豊洲四丁目)工事請負契約
第十六	第二百四十三号議案	平成二十八年度岡田港船客待合所及び津波避難施設新築その他工事請負契約
第十七	第二百四十四号議案	平成二十八年度南北線中防内側陸上トンネル整備工事請負契約
第十八	第二百四十五号議案	平成二十八年度新砂水門(再整備)門扉製作据付工事請負契約
第十九	第二百四十六号議案	今井水門耐震補強工事(その二)請負契約
第二十	第二百四十七号議案	平成二十八年度辰巳排水機場(再整備)建設工事(その一)請負契約
第二十一	第二百四十八号議案	公立大学法人首都大学東京中期目標について
第二十二	第二百四十九号議案	土地及び建物の買入れについて
第二十三	第二百五十号議案	ヘリコプターの買入れについて
第二十四	諮問第二号	地方自治法第二百六条の規定に基づく審査請求に関する諮問について
第二十五	地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき専決処分した東京都都税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	

議事日程第三号追加の一

第一	東京都監査委員の選任の同意について(二八財主議第一三五号)
第二	東京都収用委員会委員の任命の同意について(二八財主議第一三六号)
第三	東京都収用委員会委員の任命の同意について(二八財主議第一三七号)
第四	東京都収用委員会予備委員の任命の同意について(二八財主議第一三八号)
第五	東京都収用委員会予備委員の任命の同意について(二八財主議第一三九号)
第六	東京都収用委員会予備委員の任命の同意について(二八財主議第一四〇号)
第七	議員提出議案第九号 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
第八	議員提出議案第十号 東京都大学生等奨学金給付条例

石川良一

知事の政治姿勢について伺います。

当然のことではありますが、国民は、公権力を行使できる地位にある者が権力を行使して私腹を肥やすことはもちろんのこと、特定の人や団体に利益誘導を図る行為や、公私混同を忌み嫌います。ましてや東京都は、スウェーデンやインドネシア一国にも匹敵する予算を持っています。絶大なる権限を持ち、知事という地位にある者に対しては、法を犯すことはもちろんのこと、疑惑さへ持たれることのない高潔さが求められるわけであります。

とりわけ前知事は、徳洲会グループからの五千万円の金銭を受け取った問題で厳しい批判を受け、辞職するに至ったことから、都民から政治と金の問題には特に厳しい視線を投げかけられているわけであります。

舛添知事も、かつて自身の著書の中で、夢と希望にあふれる国づくりの第一歩は政治改革である、金絡みのあらゆる癒着を断ち切る、これなくして日本が夢と希望を持てる国に生まれ変わることはあり得ないと記しています。

まさに今、オリンピック・パラリンピック開催という夢に向かっていくときであります。知事自身に向けられた不信を払拭しない限り、オリンピック・パラリンピックという希望を語る資格がないということをお断言しておきたいと思います。

知事が二〇一三年、二〇一四年、正月に木更津市のホテルに家族で宿泊した際、そのホテル代を政治団体が政治資金から会議費として支出しました。二〇一三年は衆議院議員選挙の結果についての相談であり、二〇一四年は知事選挙の対応で会議を行っていたと説明をしています。相談をした人物は同じ人であり、二〇一三年には数時間、二〇一四年には一時間程度面談したとしております。しかし、知事は五月の記者会見では、事務所関係者らと会議をしていたとっていたわけであります。

木更津のホテルで家族と宿泊中、行ったという会議の内容、参加者、会議時間等について、記憶力のよい知事がなぜ最初から出版社の社長一人であることを、自分の口から率直に話をしなかったのか、その理由を伺います。

また、知事が説明責任を果たす気があるなら、千葉のホテルで相談した人物を知事自身が明らかにしなければならず、そうでないと誰も知事の言葉を信じることはできません。改めて、誰だったのか、名前を明らかにしてください。

政治家は、政治とお金にまつわる倫理性を常に高めていく努力が必要といえます。今回知事が公用車で通っていた湯河原の別荘の土地、建物の登記簿上の所有者は、株式会社舛添政治経済研究所で、夫人が代表取締役を務め、残る取締役は知事本人のみとなっております。

昨日、この別荘を売却するという表明がありました。会社の所在地も世田谷区の自宅となっております。報道によると、世田谷の自宅も知事本人が三億円で購入をしたとのことと、その後、夫人代表の舛添研究所名義となり、今また知事の名義となっております。

また新党改革の代表時代、みずからが代表を務める政党支部と関連する政治団体、グローバルネットワーク研究会、泰山会が家賃として舛添政治経済研究所に月額四十四万二千五百円、年通算で三千七百万円が支払われております。しかも、政党支部の収入の大半は税金である政党交付金で賄われており、国民の血税が家賃としてファミリー企業に還流しているというわけであります。

資産公開は、政治家とお金にかかわる倫理性を高めることに主眼があるわけで、知事のわかりにくい資産のあり方を、家族も含め、みずからより明確にしていこうと考へます。

東京都知事の資産公開については、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に準じて条例化しております。この条例の目的は、都知事の資産の状況を都民の不断の監視と批判のもとに置くため、資産を公開し、政治倫理の確立を期すと理解することができます。

私も稲城市長を五期二十年務めました。市長一期目のときに、稲城市でお金と政治にまつわる疑惑があったわけではありませんが、まさに政治倫理を高めるため、また国の資産公開に関する法律ができる前であるにもかかわらず、東日本で最初に資産公開条例を制定しました。しかも、条例の内容は、配偶者や扶養子女も対象とし、普通預金も含めた資産をも対象としたわけでありました。また五人の委員からなる資産報告審査会を設置し、厳正な審査を行い、制度の趣旨を徹底させました。

知事や市長などの首長は、権限も強く、また政治とお金について家族を含め疑いを持たれることのないよう、決然とした態度で臨めるようにするのは当然のこととあります。

知事の公私混同問題が噴出しているからこそ、配偶者や知事自身の普通預金も含めた徹底した資産公開をこの際行うべきと考えますが、いかがですか。

次に、基地問題について伺います。

一昨年二月、多摩地域経済団体横田飛行場民間利用促進協議会が発足をしました。設立趣旨は、横田飛行場への民間航空機利用を、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催時まで実現するよう、地元多摩地域の経済団体等が連携し、実現を図るとしております。

そして、昨年には、ラグビーワールドカップの開会式や開幕戦が東京スタジアムで行われることも決定をいたしました。また、イングランド大会は、世界のVIPや富裕層がプライベートジェットでロンドンを訪れております。今回、ラグビーワールドカップからオリンピック・パラリンピックにつながるが、横田基地を民間航空機が利用できる空港とするまたない機会といえます。

知事は、マスコミとのインタビューで、本年二月には、横田基地の公民利用について、五輪の機会しかないと述べております。都として具体的にどう取り組むのかお伺いいたします。

かつて石原知事は、国が動かなければ、みずからが行動を起こして政策課題に挑戦をし、ディーゼルの排ガス規制なども実現をいたしました。また、米軍基地問題についても、日米安保にかかわる外交、防衛問題であることを承知の上で、敗戦による米軍の占領が続いているともいえる東京の基地のありようを変えるために努力をし、一部空域の返還も実現をいたしました。

それに比べて、舛添知事の具体的な行動が見えないわけであります。横田の軍民共用化については、西多摩の関係を自治体と意見交換し、また西多摩の振興策も具体的に示し、理解を求め、足元を固めて、政府や米側に働きかける必要があると考へます。

現在、二〇四〇年代を見据えた都市像について、都市づくりのグランドデザインの議論が都市計画審議会の中で有識者によって始まっておりますけれども、例えばこのような長期的な視点での検討においても、この基地問題は重要なテーマの一つと考えられます。

そこででは、長期的に基地問題についてどう取り組んでいくのか伺います。

グランドデザインの中では、しっかりと東京の基地の未来像を描いていくことを求めておきたいと思います。

最後に、多摩ニュータウン長峰地区のまちづくりについて伺います。

多摩ニュータウン稲城地区は、昭和六十三年に入居が始まり、計画的で都市美を備えたまちづくりが進んできました。稲城市域は三つの住区に分かれ、それぞれの地域に住民の皆さんの生活の利便上必要な施設を誘致しながら、まちづくりが進んできました。また、稲城市には、東京都からも部長級の職員の派遣を得ながら、UR都市再生機構と連携を図りながらまちづくりを進めてきました。

今回、長峰地区では、入居当初より都市センター、住区サービス、病院等のための用地活用とうたわれており、稲城市の都市計画マスタープランでも、地域支援機能集積地、近隣利便施設地区に指定された用地として、最後に残された四千七百平米の土地があるわけでありました。

ところが、ガス工事の工事用車両基地を建設する企業に、URがこの土地全てを売り払ってしまったわけであります。住民からすれば、商業などの施設が進出する用地とURから入居の際、説明も受けており、まさに青天のへきれきだったわけでありました。

今回、長峰地区の住民代表から、都においてURに対して、近隣利便施設の提供等を求める陳情も出されております。

そこで、現在の状況について伺います。

稲城市のニュータウンづくりは、短期間でまちづくりを進めることによって起こる急激な少子化や高齢化、商店街の衰退の弊害を避けるために、時間をかけて進めてきたわけでありました。これからの時代の変化に対応できるリザーブ用地を確保していくことも重要です。長峰地域住民が望む、商業施設やこれからの時代に必要となる高齢者施策のための土地利用が可能になるよう、都も、多摩ニュータウンの事業者として大所高所から支援をさせていただくことを求めておきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

舛添要一

石川良一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、千葉のホテルでの打ち合わせについてでございますが、平成二十五年一月に行いました打ち合わせについては、つき合いが長く、かねてより相談相手としておりました元新聞記者の出版社社長をホテルの客室に招き、前月に行われました衆議院選挙で結果を出せなかったことを踏まえまして、政治家としての今後について相談をしたものでございます。また、翌年一月の打ち合わせにつきましては、翌月に実施された都知事選挙への出馬について決断を迫られていたことから、同じく出版社社長にホテルに来ていただき、相談したものでございます。

最初から自分の口で率直に話さなかったではないかというご指摘につきましては、真摯に受けとめ、深く反省しているところでございます。また、この社長の氏名等につきましては、大変恐縮でございますが、先方との関係でお答えできないことをご容赦願いたいと思います。

資産公開についてご質問がございました。知事の資産公開は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に基づいて条例を定め、国の制度に準じた運営を行っているものでございます。ご提案のような条件につきましては、国の動向も踏まえて対応してまいりたいと考えております。